

議案第 1 2 号

恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 7 日 提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 5 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

現行					改正案				
第 1 条～第 4 条（略）					第 1 条～第 4 条（略）				
別表第 1(第 2 条関係)					別表第 1(第 2 条関係)				
区分		報酬			区分		報酬		
		日額	月額	年額			日額	月額	年額
(略)					(略)				
選挙事務に係る管理者等	選挙長	1万800円			選挙事務に係る管理者等	選挙長	1万2,200円		
	投票所の投票管理者	1万2,800円				投票所の投票管理者	1万4,500円		
	ただし、職					ただし、職			

現行					改正案				
		務を行う 時間内に 交替する 場合にあ っては、 <u>6,</u> <u>400円</u> とす る。					務を行う 時間内に 交替する 場合にあ っては、 <u>7,</u> <u>250円</u> とす る。		
	共通投票所の 投票管理者	<u>1万2,800</u> 円 ただし、職 務を行う 時間内に 交替する 場合にあ っては、 <u>6,</u> <u>400円</u> とす る。				共通投票所の 投票管理者	<u>1万4,500</u> 円 ただし、職 務を行う 時間内に 交替する 場合にあ っては、 <u>7,</u> <u>250円</u> とす る。		
	期日前 投票所の投票 管理者	<u>1万1,300</u> 円 ただし、職 務を行う 時間内に 交替する 場合にあ っては、 <u>5,</u> <u>650円</u> とす る。				期日前 投票所の投票 管理者	<u>1万2,800</u> 円 ただし、職 務を行う 時間内に 交替する 場合にあ っては、 <u>6,</u> <u>400円</u> とす る。		
	開票管 理者	<u>1万800円</u> —				開票管 理者	<u>1万2,200</u> 円		
	投票所の投票 立会人	<u>1万900円</u> — ただし、立 会時間内 に交替す る場合に あっては、 <u>5,450円</u> と				投票所の投票 立会人	<u>1万2,400</u> 円 ただし、立 会時間内 に交替す る場合に あっては、 <u>6,200円</u> と		

現行					改正案				
		する。				する。			
	共通投票所の投票立会人	<u>1万900円</u> — ただし、立会時間内に交替する場合にあっては、 <u>5,450円</u> とする。				共通投票所の投票立会人	<u>1万2,400円</u> — ただし、立会時間内に交替する場合にあっては、 <u>6,200円</u> とする。		
	期日前投票所の投票立会人	<u>9,600円</u> — ただし、立会時間内に交替する場合にあっては、 <u>4,800円</u> とする。				期日前投票所の投票立会人	<u>1万900円</u> — ただし、立会時間内に交替する場合にあっては、 <u>5,450円</u> とする。		
	開票立会人	<u>8,900円</u>				開票立会人	<u>1万100円</u>		
	選挙立会人	<u>8,900円</u>				選挙立会人	<u>1万100円</u>		
	外部立会人	<u>1万900円</u> — ただし、立会時間のうち一部の時間について従事する場合にあっては、 <u>1,280円</u> に当該時間数を乗じて得た額とする。				外部立会人	<u>1万2,400円</u> — ただし、立会時間のうち一部の時間について従事する場合にあっては、 <u>1,450円</u> に当該時間数を乗じて得た額とする。		

現行	改正案
(略)	(略)
別表第 2 (略)	別表第 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 1 3 号

恵庭市営住宅条例の一部改正について

恵庭市営住宅条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 7 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市営住宅条例の一部を改正する条例

恵庭市営住宅条例（平成 9 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 8 条 （略） （入居者の選考） 第 9 条 市長は、入居申込者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。 （1）～（6） （略） 2 （略） 3 市長は、第 1 項に規定する者のうち、18 歳未満の子を扶養している寡婦_____、引揚者、炭鉱離職者、老人又は心身障害者等で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、前項の規定にかかわらず、市長が割当をした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。	第 1 条～第 8 条 （略） （入居者の選考） 第 9 条 市長は、入居申込者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。 （1）～（6） （略） 2 （略） 3 市長は、第 1 項に規定する者のうち、18 歳未満の子を扶養している寡婦若しくは寡夫、引揚者、炭鉱離職者、老人又は心身障害者等で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、前項の規定にかかわらず、市長が割当をした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

現行	改正案
第 10 条～第 23 条 (略) (入居者の保管義務) 第 24 条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。 2 入居者の責に帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失又は<u>き損</u>したときは、入居者が原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。 3 (略) 第 25 条～第 38 条 (略) (住宅の明渡請求) 第 39 条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。 (1)・(2) (略) (3) 当該市営住宅又は共同施設を故意に<u>き損</u>したとき。 (4)～(7) (略) 2～4 (略) 第 40 条～第 65 条 (略) (使用許可の取消) 第 66 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。 (1)・(2) (略) (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に<u>き損</u>したとき。 (4)～(6) (略) 2 (略)	第 10 条～第 23 条 (略) (入居者の保管義務) 第 24 条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。 2 入居者の責に帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失又は<u>毀損</u>したときは、入居者が原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。 3 (略) 第 25 条～第 38 条 (略) (住宅の明渡請求) 第 39 条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。 (1)・(2) (略) (3) 当該市営住宅又は共同施設を故意に<u>毀損</u>したとき。 (4)～(7) (略) 2～4 (略) 第 40 条～第 65 条 (略) (使用許可の取消) 第 66 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。 (1)・(2) (略) (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に<u>毀損</u>したとき。 (4)～(6) (略) 2 (略)

現行	改正案
第 67 条 (略) 第 7 章 補則 (市営住宅監理員及び市営住宅管理人) 第 68 条 市長は、市営住宅の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、市営住宅監理員を置く。_____ _____ _____ _____ 2～5 (略) 第 69 条～第 70 条 (略)	第 67 条 (略) 第 7 章 補則 (市営住宅監理員及び市営住宅管理人) 第 68 条 市長は、市営住宅の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、市営住宅監理員を置く。<u>ただし、第 70 条の 2 第 1 項の規定により市営住宅の管理を市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、この限りでない。</u> 2～5 (略) 第 69 条～第 70 条 (略) (指定管理者による管理) <u>第 70 条の 2 市長は、市営住宅等の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者に、市営住宅等の管理を行わせることができる。</u> <u>2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u> (1) <u>市営住宅の入居者の公募の事務処理に関する業務</u> (2) <u>市営住宅の入居及び退去の手続に関する業務</u> (3) <u>市営住宅の入居者との連絡に関する業務</u> (4) <u>市営住宅に係る申請、届出及び収入申告の受付その他の事務処理に関する業務</u> (5) <u>市営住宅等の維持管理に関する業務(市長と指定管理者との協議により定めるものを除く。)</u> (6) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める市営住宅等の運営に関する業務</u> <u>3 第 1 項の規定により指定管理者に市営住宅等の管理を行わせる場合においては、第 8 条第 2 項中「通知する」とあるのは「指定管理者が通</u>

現行	改正案
第 71 条～第 76 条 （略）	<u>知する」と、第 14 条第 2 項中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」と、第 17 条第 4 項、第 26 条第 1 項及び第 2 項並びに第 61 条第 2 項中「その旨」とあるのは「指定管理者がその旨」と、第 17 条第 5 項及び第 26 条第 4 項中「入居者に」とあるのは「指定管理者が入居者に」と、第 22 条第 1 項中「市の」とあるのは「指定管理者の」と、第 26 条第 3 項中「当該入居者に」とあるのは「指定管理者が当該入居者に」と、第 35 条中「入居の申出」とあるのは「指定管理者に入居の申出」と、第 63 条第 4 項中「当該使用決定者」とあるのは「指定管理者が当該使用決定者」とする。</u> 第 71 条～第 76 条 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第10号)
第3条の規定により、財産を次のとおり取得することについて議決を求める。

令和7年6月27日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

- 1 物件の表示 図書館システム更新事業
- 2 契約金額 33,967,241円
- 3 契約の相手方 札幌市中央区北四条西6丁目
北海道市町村備荒資金組合
組合長 棚 野 孝 夫
- 4 取得の目的 市立図書館及び学校図書館システム関連機器の更新
- 5 契約の方法 随意契約

参考資料

図書館システム更新事業の内訳

No.	品名（形式）	数量
1	図書館サーバ	一式
2	クライアント機器類	54台
3	プリンタ機器類	一式
4	ネットワーク機器	一式
5	ウイルス対策ソフトウェア	一式

議案第 15 号

和解及び損害賠償額の決定について

令和 7 年 3 月 7 日午後 2 時 20 分頃に市道中 5 線で発生した、除雪作業中の直営除雪ドーザが道路沿に設置された灌漑用水施設に接触し、当該施設を破損させた事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 7 年 6 月 27 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 和解の相手方

（住所）恵庭市島松仲町 2 丁目 9 番 12 号

（氏名）恵庭土地改良区 理事長 大 滝 崇 夫

2 和解の要旨

灌漑用水施設を破損させた事故について、市は、除雪ドーザの運転上の瑕疵があったことを認め、その損害を賠償する。

3 損害賠償の額

修理費 776,600 円

議案第16号

令和7年度恵庭市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度恵庭市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ356,055千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,983,475千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第二表 地方債補正」による。

令和7年6月27日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款		項		補正前の額	補正額	計
16. 国	庫 支 出 金			7, 129, 332	156, 408	7, 285, 740
		2. 国	庫 補 助 金	2, 155, 177	156, 408	2, 311, 585
17. 道	支 出 金			2, 882, 853	13, 236	2, 896, 089
		2. 道	補 助 金	793, 315	12, 803	806, 118
		3. 委	託 金	205, 307	433	205, 740
20. 繰	入 金			3, 385, 646	36, 881	3, 422, 527
		1. 繰	入 金	3, 385, 646	36, 881	3, 422, 527
21. 繰	越 金			402, 217	39, 130	441, 347
		1. 繰	越 金	402, 217	39, 130	441, 347
23. 市	債 償			2, 363, 700	110, 400	2, 474, 100
		1. 市	債 償	2, 363, 700	110, 400	2, 474, 100
歳 入		合 計		36, 627, 420	356, 055	36, 983, 475

歳 出

千円

款		項		補正前の額	補正額	計
2. 総	務 費			5, 104, 052	192, 825	5, 296, 877
		1. 総	務 管 理 費	4, 815, 443	192, 123	5, 007, 566
		4. 選	挙 費	89, 336	702	90, 038
4. 衛	生 費			2, 523, 978	147, 281	2, 671, 259
		2. 保	健 体 育 費	271, 460	147, 281	418, 741
6. 農	林 水 産 業 費			412, 625	12, 803	425, 428
		1. 農	林 費	412, 625	12, 803	425, 428
7. 商	工 費			685, 495	3, 146	688, 641
		1. 商	工 費	685, 495	3, 146	688, 641
歳 出		合 計		36, 627, 420	356, 055	36, 983, 475

第 二 表 地 方 債 補 正

(追 加)		(単位 千円)			
起 債	債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
島 松 水 泳 プ ー ル 新 設 事 業 債		110,400	普通貸借 又は 証券発行	以内 5. 0 % (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後に おいては、当該見直 し後の利率)	1. 償還年限は、据置期間を含め30年以内 とし、償還は毎年度2期元利均等又は元 金均等償還とする。 ただし、特別の融資条件の定めがある ときはその条件による。 2. 市財政の都合によって償還期限を短縮 し、若しくは繰上げ償還をし又は低利償 に借換することができる。

令和 7年度恵庭市一般会計補正予算（第3号）説明書
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款		補正前の額	補正額	計
16.	国庫支出金	千円 7,129,332	千円 156,408	千円 7,285,740
17.	道支金	2,882,853	13,236	2,896,089
20.	繰入金	3,385,646	36,881	3,422,527
21.	繰越金	402,217	39,130	441,347
23.	市債	2,363,700	110,400	2,474,100
歳入合計		36,627,420	356,055	36,983,475

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源		一般財源	
				国支出金	特定財源	その他	一般財源
2.総務費	千円 5,104,052	千円 192,825	千円 5,296,877	千円 156,408	千円 433	千円 0	千円 35,984
4.衛生費	2,523,978	147,281	2,671,259	0	0	36,881	0
6.農林水産業費	412,625	12,803	425,428	0	12,803	0	0
7.商工費	685,495	3,146	688,641	0	0	0	3,146
歳出合計	36,627,420	356,055	36,983,475	156,408	13,236	36,881	39,130

2. 歳入

(款) 16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
7 物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金	千円 161,106	千円 156,408	千円 317,514	1	物価高騰対応重点 支援地方創生臨時 交付金	千円 156,408	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (給付金・定額減税一体支援枠) 156,408 千円
計	2,155,177	156,408	2,311,585				

(款) 17 道支出金

(項) 2 道補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
4 農林水産業費 補助金	千円 225,286	千円 12,803	千円 238,089	1	農業費補助金	千円 12,803	畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業費 12,803 千円
計	793,315	12,803	806,118				

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
1 総務費委託金	千円 203,553	千円 433	千円 203,986	5	参議院議員選挙費 委託金	千円 433	参議院議員選挙費委託金 433 千円
計	205,307	433	205,740				

(款) 20 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
1 基金繰入金	千円 3,379,956	千円 36,881	千円 3,416,837	7	スポーツ振興基金 繰入金	千円 36,881	スポーツ振興基金繰入金 36,881 千円
計	3,385,646	36,881	3,422,527				

(款) 21 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	千円 402,217	千円 39,130	千円 441,347	1 繰越金	千円 39,130	繰越金 千円 39,130
計	402,217	39,130	441,347			

(款) 23 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生債	千円 34,200	千円 110,400	千円 144,600	1 衛生債	千円 110,400	島松水泳プール新設事業債 千円 110,400
計	2,363,700	110,400	2,474,100			

3. 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国道支出金	地方債	その他の					
										千円	
10企画費	千円 1,937,628	千円 35,629	千円 1,973,257	千円	千円	千円	千円 35,629	8旅費	千円 1,049	21. 新市街地整備事業費 旅費 一般旅費 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 役務費 通信運搬費 自動車損害保険料 委託料 都市計画道路測量調査業務委託 都市計画道路交通量解析業務委託 使用料及び賃借料 負担金補助及び交付金 会議負担金	千円 (35,629) 1,049 1,049 225 99 97 29 89 60 29 33,462 604 200 200
13土地取得事業特別会計繰出金	7,245	86	7,331				86	27繰出金	86	1. 土地取得事業特別会計繰出金 繰出金	(86) 86
17諸費	132,655	156,408	289,063	156,408				11役務費	1,220	4. 物価高騰対応重点支援事業費 役務費 通信運搬費 手数料 委託料 負担金補助及び交付金	(156,408) 1,220 624 596 1,108 154,080
				国				12委託料	1,108	4-3. 物価高騰対応定額減税一体支援事業費 (不足額給付分) 役務費 通信運搬費	(156,408) 1,220 624
								18負担金補助及び交付金	154,080		596 1,108 154,080

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農林費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説 明	
				特		定財源			一般財源	区 分		金 額
				国 道	支 出 金	地 方 債	そ の 他					
								千円				
3 農業振興費	千円 137,500	千円 12,803	千円 150,303	千円 12,803	千円 12,803	千円	千円	千円 12,803	千円 12,803	4. 農業振興対策事業費 負担金補助及び交付金 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金 12,803		
計	137,500	12,803	150,303	12,803								

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説 明
				特 定 財 源				一般財源	区 分	金 額	
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
							千円				
2商工業 振興費	千円 414,031	千円 3,146	千円 417,177	千円	千円	千円	千円 3,146	千円 3,146	2. 工業振興費 委託料 半導体関連企業立地動向調査委託 戸磯地区駅周辺土地利用検討業務委託	千円 (3,146) 3,146	
計	414,031	3,146	417,177					3,146			

説明資料

(一般会計)

(千円)

款	項	目	経	費	名	補正額	補正額の財源内訳				説	明
							国庫支出金	道支出金	地方債	その他		
2	総務費	10	21	経費	新市街地整備事業費	35,629					35,629	新市街地整備に係る都市計画道路路測量調査等の実施
2	総務費	13	1	土地取得事業特別会計繰出金	土地取得事業特別会計繰出金	86					86	西島松・南島松地区用地取得事業の実施による繰出金の増額
2	総務費	17	4-3	諸費	物価高騰対応定額減税一体支援事業費(不足額給付分)	156,408	156,408					定額減税補足給付金(不足額給付)の対象者の確定による増額
2	総務費	2	1	参議院議員選挙費	参議院議員選挙費	433		433				専任市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正による増額
2	総務費	3	1	市長選挙費	市長選挙費	269					269	専任市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正による増額
4	衛生費	2	5	運動スポーツ施設費	島松水泳プール新設事業費	147,281			110,400	36,881		設計変更等による増額
6	農林水産業費	3	4	農業振興費	農業振興対策事業費	12,803		12,803				畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業の実施による増額
7	商工費	2	2	商工業振興費	工業振興費	3,146					3,146	新工業団地整備に係る半導体関連企業立地動向調査等の実施による増額
合計						356,055	156,408	13,236	110,400	36,881	39,130	一般財源の内訳 繰越金 39,130千円

議案第 17 号

令和 7 年度恵庭市土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度恵庭市土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 97,986 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 137,533 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第二表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 27 日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正

千円

款		項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入	金		7,245	86	7,331
		1. 繰入	7,245	86	7,331
3. 市債	債		29,300	97,900	127,200
		1. 市債	29,300	97,900	127,200
歳入		合 計	39,547	97,986	137,533

歳出

千円

款		項		補正前の額		補正額		計	
2. 土 地	取 得 事 業 費				29,400	97,986	127,386		
		1. 土 地 取 得 事 業 費			29,400	97,986	127,386		
歳 出		合 計			39,547	97,986	137,533		

第 二 表 地 方 債 補 正

(追 加)		(単位 千円)			
起 債	債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	西島松・南島松地区用地取得事業債	97,900	普通貸借 又は 証券発行	以内 5. 0 % (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後に おいては、当該見直 し後の利率)	1. 償還年限は、据置期間を含め30年以内とし、償還は毎年度2期元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、特別の融資条件の定めがあるときはその条件による。 2. 市財政の都合によって償還期限を短縮し、若しくは繰上げ償還をし又は低利償に借換することができる。

令和 7 年度恵庭市土地取得事業特別会計補正予算 (第 1 号) 説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款		補正前の額	補正額	計
2.	繰入金	千円 7,245	千円 86	千円 7,331
3.	市債	29,300	97,900	127,200
	歳入合計	39,547	97,986	137,533

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				
				国支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源
2.土地取得事業費	千円 29,400	千円 97,986	千円 127,386	千円 0	千円 0	千円 97,900	千円 0	千円 86
歳出合計	39,547	97,986	137,533	0	0	97,900	0	86

2. 歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
1 繰入金	千円 7,245	千円 86	千円 7,331	1 一般会計繰入金	千円 86	一般会計繰入金 (投資)	千円 86
計	7,245	86	7,331				

(款) 3 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
1 市債	千円 29,300	千円 97,900	千円 127,200	1 市債	千円 97,900	西島松・南島松地区用地取得事業債	千円 97,900
計	29,300	97,900	127,200				

3. 歳 出

(款) 2 土地取得事業費

(項) 1 土地取得事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説 明	千円
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額			
				国道支出金	地方債	その他の						
										千円		
1 土地取得事業費	千円 29,400	千円 97,986	千円 127,386	千円 97,900	千円 86	8 旅費	千円 496	2. 西島松・南島松地区用地取得事業費	(97,986)	496		
						10 需用費	141	一般旅費		496		
						11 役務費	60	需用費		141		
						12 委託料	96,965	消耗品費		99		
						13 使用料及び賃借料	324	燃料費		13		
								印刷製本費		29		
								役務費		60		
								通信運搬費		60		
								委託料		96,965		
								移転補償費算定業務委託その1				
								移転補償費算定業務委託その2				
								移転補償費算定業務委託その3				
計	29,400	97,986	127,386	97,900	86			使用料及び賃借料		324		

説明資料 (土地取得事業特別会計)							(千円)					
款	項	目	経	費	名	補正額	補正額の財源内訳				説	明
							国庫支出金	道支出金	地方債	その他		
2	1	土地取得事業費	1	土地取得事業費	2	西島松・南島松地区市街地整備に係る用地取得事業費	97,986		97,900		86	西島松・南島松地区市街地整備 実施
		合	計			97,986	0	0	97,900	0	86	一般財源の内訳 一般会計繰入金 86千円